

政令第 号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（小規模事業者の範囲）

第一条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数、次のとおりとする。

一 宿泊業 二十人

二 娯楽業 二十人

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の適用を受ける小規模事業者の範囲の特例を定める必要があるからである。